

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

令和8年9月10日 那覇地方法務局名護支局 登記官 大城 憲広

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)	抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）	登記すべき事項
3602-2022-0017	国頭郡本部町字渡久地 大多良原865番2	墓地	39	管理者 本部町	表題部所有者として登記すべき者がいない〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ〕